

尾道市中間検査実施基準

(目的)

第1条 この基準は、尾道市建設工事検査規程（平成23年訓令第15号）第5条第3項に規定する中間検査の実施について必要な事項を定め、適正な契約の履行を確保することを目的とする。

(中間検査の対象工事)

第2条 中間検査の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額3,000万円以上（建築一式工事は5,000万円以上）かつ工期が6か月以上の工事とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 舗装工事等の現場施工期間が短期間の工事、単一工種の工事及び仮設費、二次製品（捨石、置換砂を含む。）等の占める割合が高い工事については、中間検査の対象外とすることができる。

(実施時期)

第3条 中間検査の実施時期については、施工上の重要な変化点、工事の重要性、工事内容、工期、請負代金額等を考慮し、当該工事に関する各種検査の実施時期を総合的に判断して決定するものとする。

(実施回数)

第4条 中間検査の実施回数は、単年度工事の場合は、1回とし、複数年にまたがる工事の場合は、工期が6か月を超えるごとに、1を加えた回数を標準とし、工事内容の重要度に応じて中間検査の実施回数を増減できるものとする。

2 工期の変更によって、中間検査の回数を増減する必要がある場合は、当該変更が判明した時点で、適切に回数を改めるものとする。

3 対象工事のうち、低入札価格調査を行った工事及び重点監督対象工事については、必要に応じて、中間検査回数を増やすことができるものとする。

(検査の実施)

第5条 監督員は、受注者に中間検査の対象に係る出来形管理資料、品質管理資料及び工事写真並びに検査に必要な試験機器等を準備させるものとする。

(その他)

第6条 この基準及び尾道市建設工事検査規程に定めるもののほか、本検査に必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。